

発行
東京都

告
示

告
示

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十条九条第一項の規定に基づき稲城小田良土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十七日

令和四年七月二十七日

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年七月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名取伸明

東大和市清原一丁目一番一、同番二、令和四年六月十
千二百番五十、千二百十三番一、同 三日

二番四から同番九まで、千四百七番二から同番四まで、千四百九番二、清原三丁目一番、同番二から同番五まで、千二百十三番三、千二百二十一番四から同番七まで、千二百二十二番三、千二百二十三番三、千二百二十六番二、千二百二十七番二、千二百三十六番六、千二百三十九番二、千二百四十番二、千二百四十一番二、千二百六十八番四、千二百七十四番四、千二百八十二番五、千二百八十三番二、千二百八十四番六、千二百九十三番二、千二百九十四番二、千二百九十五番二、千二百九十八番二、千二百九十九番二、千三百番二、千三百八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、同番十、同番十一、千三百二十番二、千三百二十二番二、千三百六番五、千三百十五番二、千三百十八番四、清原三丁目一番一から同番九まで、千三百七十番二、同番三、同番十一、同番十二、千三百七十六番二、千三百九十五番二、千四百七番一、同番四、同番五千四百十一番二、清原四丁目一番一から同番二十まで、二番一から同番三まで、四番十七、千三百十二番三千三百二十三番二、千三百二十四番二、千三百四十二番二、千三百四十三番二、千三百四十五番二、千三百四十六番二、千三百四十七番二、千三百七十七番八から同番十三まで、千

三百七十七番二、千三百七十八番二、
千三百七十九番二、千三百八十一番
二、千三百八十二番二、千三百八十
三番二及び千三百八十六番三並びに
東村山市富士見町二丁目三番二十五、
同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦
町四丁目六番三号）

●東京都告示第千百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十七日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 町田調布

二 変更の区間 稲城市若葉台四丁目二十八番地内から多
摩市連光寺六丁目十一番十一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道町田調布線区域変更略図

稲城市若葉台四丁目～多摩市連光寺六丁目

都道

市道

編入区域

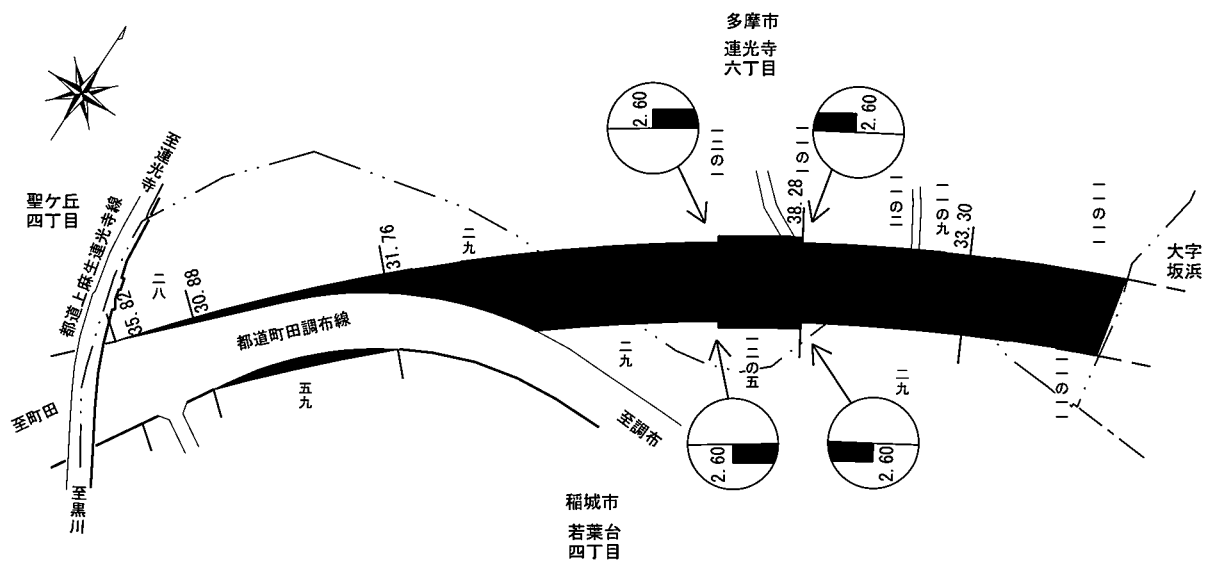
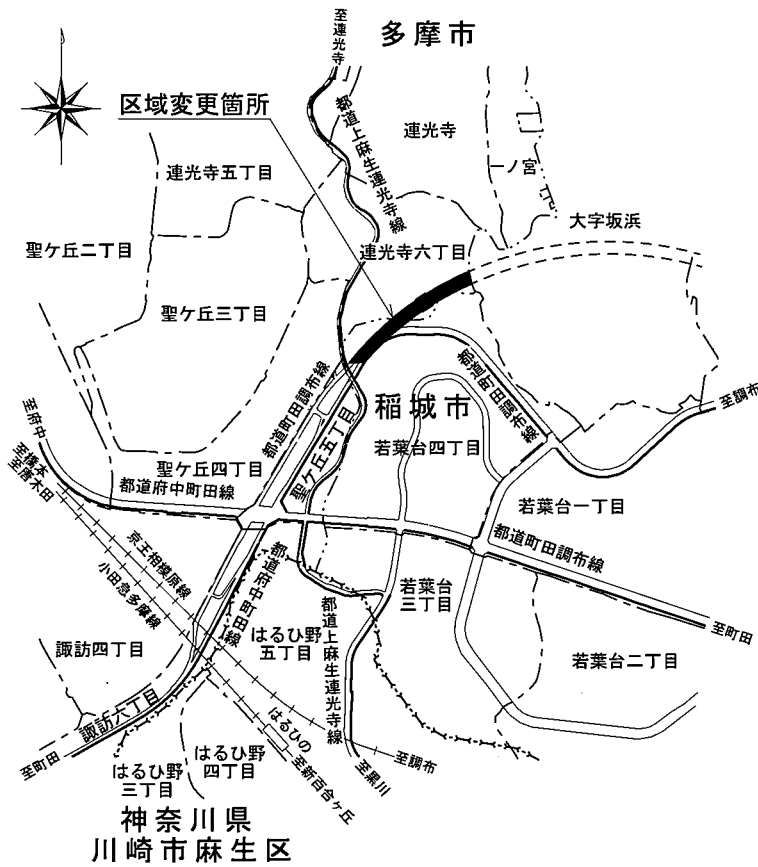
延長

面積

計画線

九、八九二・八三平方メートル

四二一・〇五メートル



●東京都告示第千百四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第六条による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則の一部を改正する規則（令和三年東京都規則第三百二十五号）による改正前の東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定代理納付者の名称及び所在地

(一) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号

(二) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目一番二十二号

二 変更前の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 変更後の指定代理納付者に納付させる歳入の内容

九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警視庁本部の所屬及び警察署の収入に属するもの

四 変更日

令和四年七月一日

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第四十三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条

第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和四年七月二十七日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所 一般財団法人日本生涯学習総合研究所

新宿区早稲田鶴巻町百十番地二十二

二 博物館の名称 センチュリーミュージアム

新宿区早稲田鶴巻町百十番地二十二

三 博物館の所在地 新宿区早稲田鶴巻町百十番地二十二

四 登録番号 第八十九号

五 登録抹消年月日 令和三年二月二十五日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年七月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市花小金井六丁目三十五番七、三十六番一及び三十七番五
埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

調布市佐須町三丁目三十二番一から同番十まで及び同番十
四から同番十六まで
武蔵野市境二丁目二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

